

# スポンサーシップ契約概要

## スポンサーシップ契約概要

契約期間	契約締結日～2025年12月21日
領域	日本国内
カテゴリー	契約書において規定 ※原則として1カテゴリー1社
付与権利	詳細後述
対象大会	東京2025世界陸上競技選手権大会（2025年9月13日～9月21日）
協賛金額	東京2025世界陸上プリンシパルサポーター : 3億円以上 ※ 東京2025世界陸上サポーター : 1億円以上 ※ 東京2025世界陸上サプライヤー : 3,000万円以上 ※

※プリンシパルサポーター/サポーター/サプライヤーの3区分について、それぞれ協賛基準額（税抜金額）を設定

※協賛金額には、財団が公募条件で示した場合、調達物品やサービスの現物対価（VIK）を含めることも可能

凡例：東京2025世界陸上プリンシパルサポーター権利★ サポーター権利★ サプライヤー権利★

## (1) 東京2025世界陸上に関する呼称使用权

東京2025世界陸上に関する呼称を、契約したカテゴリーの製品・サービスの広告やプロモーションに使用することができる。

- 東京2025世界陸上公式プリンシパルサポーター ★
- 東京2025世界陸上公式サポーター ★
- 東京2025世界陸上公式サプライヤー ★

※権利を行使する場合は、原則契約カテゴリーの表示が必要

## (2) 大会ロゴ（イベントマーク）使用权

東京2025世界陸上の大会ロゴを、契約したカテゴリーの製品・サービスの広告やプロモーションに使用することができる。

- 大会ロゴ（イベント呼称との併記による） ★★
- 複合ロゴ ★★

※大会ロゴガイドラインの規定に従って使用

※商品化に関しては、別途ライセンス契約の締結が必要

例 WAパートナーの複合ロゴ▶



## (3) ビデオスクリーンへの広告出稿権 ★

各セッションの前後に表示される最大30秒の広告枠に、スポンサーの広告を出稿することができる。

## (4) 大会公式ホームページへのロゴ・リンク掲載権 ★☆☆

東京2025世界陸上大会公式ホームページにスポンサーのロゴとリンクを掲載することができる。

## (5) 公式印刷物への広告・ロゴ掲出権

公式プログラム等の公式印刷物へスポンサーの広告やロゴを掲出することができる。

### ① 公式プログラム

- カラー広告 ★☆☆
- 他のスポンサーとの複合ページ上のロゴ掲出 ★☆☆☆

※環境に配慮し電子化の方向

### ② その他公式印刷物（ポスター等）

- 他のスポンサーとの複合ページ上のロゴ掲出 ★☆☆☆

※ロゴの大きさは、WORLD ATHLETICSパートナーの2/3



## (6) 競技会場等における企業ロゴ掲出権

競技会場等における広告ボードにスポンサーのロゴを掲出することができる。

### ① メインスタジアム ★★

- トラック外周LEDボード
- ゴール直線上での共同掲示

### ② ウォームアップエリア ★

- 静止ボード (6m×1m)

### ③ マラソン・競歩コース沿道 ★★

- 静止ボード (6m×1m)

### ④ スタンディングコンポジットタワー ★★★

※ロゴの大きさは、WORLD ATHLETICSパートナーの2/3



©Getty Images for World Athletics



©Getty Images for World Athletics



## (7) 東京2025世界陸上競技チケット

東京2025世界陸上の競技チケットを無償で取得することができる。

○VVIPチケット ★

○VIPチケット ★★☆☆

※セッションによっては、希望に添えない可能性あり  
※VVIP/VIPアクセデーションがチケットの機能を兼ねる場合は、  
アクセデーションのみの提供



※イメージ

## (8) チケット購入オプション ★★☆☆

空席状況により、公式販売開始前に、チケットを購入することができる。

※セッションによっては、希望に添えない可能性あり

### (9) アクレディテーション受領権

アクレディテーションを受領することができる。

VVIPアクレディテーション ★

VIPアクレディテーション ★★

業務用アクレディテーション ★★

### (10) 駐車許可証受領権

駐車許可証を受領することができる。

VIP駐車許可証 ★

業務用駐車許可証 ★★

**(11) 大会公式交通システムへのアクセス権** ★★

アクレディテーション保有者が、大会会場からホテルまでの往復において、無料の送迎システムを使用することができる。

**(12) VIPホスピタリティスペースの取得オプション(提供される場合)** ★

WAパートナー申込後に空きがあった場合、他のローカルスポンサーと共用で、VIPホスピタリティスペースを使用することができる。

**(13) 公式社交行事への参加権** ★★

大会期間中に開催される公式社交行事がある場合、空き状況に応じて参加することができる。

**(14) 公式社交行事の開催権** ★

スポンサーの費用負担で社交行事を開催することができる。

**(15) 記者会見の開催・出席権** ★★

東京2025世界陸上に関連する独自の記者会見を開催する権利、及び、公式記者会見に出席する権利がある。

## (16) メディアセンターでの企業情報の配布権 ★☆☆

メディアセンターにおいて、契約したカテゴリーの製品・サービスに関する資料や企業情報等を頒布することができる。

## (17) プレミアム (※) の配布権 ★☆☆(★)

プレミアムを配布することができる。

※プレミアムガイドラインの規定に従って配布

※プレミアムの配布には事前の承認が必要

※東京2025世界陸上サプライヤーはプレミアムをキャンペーンには利用できない

### ※プレミアムとは？

販売を目的とせず、広告やプロモーション等のために無償で配布されるアイテム

## (18) 商品のデモンストレーション、展示、サンプリングの権利 ★☆☆

競技会場において、契約したカテゴリーの製品・サービスに関するデモンストレーション、展示、サンプリングを行うことができる。

※関連するガイドラインの規定に従って実施

## (19) ギフトの配布権 ★☆☆

アスリート、チーム、ゲスト、報道関係者等に対して、スポンサーブランドの名称／ロゴが入ったギフトを1点配布することができる。

例 ブダペスト2023世界陸上のギフト▶



## (20) 供給優先権 ★☆☆

- 東京2025世界陸上財団がスポンサーシップ・カテゴリーに該当する製品／サービスを必要とする場合、スポンサーから製品／サービスの提供を受ける（供給にかかる優先権）。ただし、供給優先権の対象からは、路上競技に係る警備（交通誘導警備・雑踏警備）及び輸送に係る交通誘導警備（駐車対策・交通監視・交通対策）を除く。
- ただし、スポンサーが納期、仕様、価格において東京2025世界陸上財団の求める水準を満たすことができない場合、東京2025世界陸上財団は第三者から当該製品/サービスを使用することができる。この場合、当該第三者のブランドは、削除またはカバーされるとともに、当該第三者は、当該商品に関してイベントマークを使用することができないものとする。

※東京2025世界陸上競技選手権大会の日本代表選手団に関する権利（呼称や肖像権等）は、本スポンサーシップ契約権利に含まれません。